# 第12回阿蘇中部4町村合併推進協議会会議録

- 1.平成 15年 6月 10日午後 1時 30分 招集
- 2.平成 15年6月10日午後1時30分 開会
- 3.平成 15年6月10日午後2時50分 閉会
- 4.会議の区別 協議会
- 5.会議の場所 産山村基幹集落センター
- 6. 出席委員及び欠席委員

# 出席委員

1	番	一の宮町	渡	邉	力	丸
2	番	一の宮町	宮	本	_	良
3	番	一の宮町	宮	崎	昭	光
4	番	一の宮町	家	入	哲	也
5	番	一の宮町	笹	田	陽	Ξ
6	番	一の宮町	森	下	幸	美
7	番	一の宮町	뎨	蘇品	清	=
8	番	一の宮町	袁	田		盡
9	番	一の宮町	志	賀	聡	雄
10	番	阿 蘇 町	河	﨑	敦	夫
11	番	阿 蘇 町	松	永		勲
12	番	阿 蘇 町	家	入	澄	雄
13	番	阿 蘇 町	髙	藤	拓	雄
14	番	阿 蘇 町	松	村	勝	美
15	番	阿 蘇 町	西	岡ヤ	ィス	子
16	番	阿 蘇 町	丸	Щ	信	義
17	番	阿 蘇 町	小	笠 原	徹	朗
18	番	阿 蘇 町	森	Щ	幸	義
19	番	産 山 村	井		道	行
20	番	産 山 村	井		正	吾
21	番	産 山 村	井		武	也
22	番	産 山 村	井		正	明
23	番	産 山 村	市	原	正	文
24	番	産 山 村	井		博	信
25	番	産 山 村	井		邦	子
26	番	産 山 村	志	賀	泰	次
	田	)生 山 11	رن/	_	~	//

28	番	産 山	村	市	原		新
29	番	波 野	村	水	野日	出目	男
30	番	波 野	村	後	藤	新	_
32	番	波 野	村	冏	南		洋
33	番	波 野	村	市	原	正	次
34	番	波 野	村	岩	下	利	明
36	番	波 野	村	大	塚	國	勝
監査委	員	ーのほ	宮町	Щ	部言	兼一	郎
監査委	員	産 山	村	石	原	眞	澄
監査委	員	波 野	村	堀			昇

# 欠席議員

 31 番 波野村 山 口 定 喜

 35 番 波野村 岩瀬葉津子

## 7.説明のため出席した者の職氏名

無し

#### 8. 職務のため出席した事務局職員

局長	岩	澜	或	賟	次長	大	琢	敏	彦
局員	井		八	夫		井	野	孝	文
	今	村	清	信		高	藤	裕	樹
	井		利	則		高	橋	祐	_
	tБ	П	茁	阳					

## 9.議事日程

### (1) 報告事項

報告第 1 平成 14 年度歳入歳出決算並びに監査報告について

報告第 2 平成 15 年度補正予算について

# (2)協議事項

協議第 33 一部事務組合の取扱いについて

協議第 34 使用料・手数料の取扱いについて

協議第 35 建設関係事業の取扱いについて

協議第 36 ゴミ収集運搬業務事業の取扱いについて

### (3)提案事項

提案第 1 条例・規則等の取扱いについて 提案第 2 慣行の取扱い(市章)について 提案第 3 防災関係事業の取扱いについて 提案第 4 公共的団体等の取扱いについて

提案第 5 障害者福祉事業の取扱いについて

提案第 6 高齢者福祉事業の取扱いについて

提案第 7 上・下水道事業の取扱いについて

#### 午後1時30分 開会

### 日程第1 開会

合併推進協議会事務局長(岩瀬) やがて定刻になりますけれどもまずご連絡事項から申し上げます。本日会議資料を配らせていただいておりますけれども、その中に小委員会委員となっていただいております各町村3名、合計12名の方には、小委員会の日程調整のための打合せ会をお願いする文章を入れております。この会議が終了しました後、前回の5月20日の折、議会を見せていただきました折にありました一番南側のこの真上になりますけれど、ここを出ていただいて靴又はスリッパを履いていただいて、2階に上がってこの頭の上のところあたりで日程調整のための会議をさせていただきたいと思っておりますので、ご多忙の中誠に恐れ入りますがどうぞよろしくお願いいたします。

事務局長(岩瀬) それでは定刻となりましたので、ただいまから第 12 回阿蘇中部 4 町村合併推進協議会を開会させていただきます。本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第に従いまして進めさせていただきます。なお、本日の会議は、欠席者がまだございますけれども定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。会議に先立ちまして、委員の交代があっておりますので、河崎会長のほうから委嘱状の交付をいたしたいと思いますので、該当の方は、どうぞ前のほうにお出でいただきたいと思います。

#### 日程第2 委嘱状交付

事務局長(岩瀬) 産山村志賀泰次様

会長(河崎敦夫) 委嘱状、志賀泰次、阿蘇中部4町村合併推進協議会委員を委嘱します。平成15年6月10日、阿蘇中部4カ町村合併推進協議会 会長河崎敦夫。よろしくお願いいたします。

事務局長(岩瀬) よろしくお願いします。志賀泰次様は、先の委員渡辺裕文様との農業代表の交代の委員の方でございます。それでは続きましてご挨拶のほうに移らせていただきます。まず最初に河﨑会長がご挨拶申し上げます。

### 日程第3 あいさつ

河﨑会長

〇会長(河﨑敦夫) どうも皆さんこんにちは。第 12 回の協議会を開催いたしましたところ、

梅雨入りの悪天候の中ではございますけどもそれぞれ委員さんご出席くださいまして本当にあ りがとうございました。

さて本日の協議会は、当産山村での協議会となったわけでございますが、前回の協議会におき ましては、新しい市の名前を「阿蘇市」ということに決定させていただいております。いよいよ 阿蘇市に向かっての協議を重ねていくわけでございますが、いろいろと産みの苦しみと言いまし ょうか将来の希望ある新しい町、新しい市を誕生させるためには、現在この阿蘇中部で生活して いる町村民、住民の思いを汲みあげ住民本意の町村合併としなければならないんではなかろうか とこのように思っております。現在事務局のほうでは、新市建設計画策定のための地域座談会を 開催しておるわけでございますが、その関係で住民の方々のいろんな不安、或いはまた合併に対 する期待等々が聞こえてくるような気もいたしております。また財政部会のほうの調整も進みま して財政計画試算等もしているようでございますけれども、なかなか厳しいものがございまして、 将来の健全財政に立った財政計画を立てるためには、何と言っても経費の節減、これが最大の目 的で最大の課題ではなかろうかとこのように思っておるところでございます。経費節減のために は、財政に適合した方針を打ち出しまして補助制度、或いは福祉制度さらには庁舎方式や職員の 取扱い等の調整によりまして、より一層のご理解、ご協力をいただかなければならなくなる面も あろうかと思います。本日もお手元の資料のとおりそれぞれの協議事項或いは提案事項、たくさ んの案件をご協議いただくわけでございますが、よろしくお願い申し上げまして開会にあたりま してのご挨拶にかえさせていただきます。ご苦労様でございます。

事務局長(岩瀬) ありがとうございました。続きまして、本協議会の顧問であります阿蘇地 域振興局長岩下局長様にご挨拶をいただきたいと思います。

## 岩下阿蘇地域振興局長

阿蘇地域振興局長(岩下直昭君) 皆さんこんにちは。挨拶ということでございますけれど、私からは、合併をめぐります国或いは県内の最近の動きについてご説明申し上げたいと思います。最近特に新聞等でも連日のように賑わせております三位一体の改革等についてでございます。先週の6月5日に地方分権・改革推進会議の意見書が取りまとめられております。その内容は、大きく四つございまして一つは、増税を伴う税制改革による税源配分の見直し、国と地方の税源配分の見直し、二つ目が、地方の歳入歳出の規模を決めている地方財政計画を縮減するということ。そして三つ目が、交付税総額を縮減するということ。四つ目が、国庫補助負担金の廃止とそれに連動した税源の移譲とこの四つが大きな骨子でございます。また地方公共団体の相違に基づいて今は、上下の関係で地方交付税という形になっているものを、地方共同税という提案があっておりまして、これについては、いろんな細かい問題点もありますので一つの選択肢という表現に留めております。 の税源配分の見直しにつきましては、税源移譲の先送りということで4人の委員が反対した他、全国の自治体からもこれをまとめた議長が東芝の会長ということから東芝製品の不買運動等の相当反発の声があがってきているところでございます。また、昨日政府の予算編成に向けての財政制度審議会が開かれましたけれども、その中で国、地方とも徹底した歳出の見

直しを行うということ、それから地方交付税の財源保証機能を将来的には廃止するということ。そして税源移譲に伴いまして地方交付税で国が負っている債務、本来国の債務であるものを地方へ移し変えるということも検討するというようなことが提言されております。なおたった今入った情報でございますけども、先程国会の前に今日の午前 11 時ぐらいですが行われた大臣間の会談がありまして、補助金の削減について数値目標を設定することで合意したというふうにされております。その内容は、塩川財務大臣の試案として出されたたたき台でございますけども 2004年度から3年間で4兆円の補助金を削減すると、その70パーセントを税源の移譲で賄うと、残りの30パーセントについては、地方の行政改革で対応する。そして公共事業については、補助金の対象から外して予算編成時に別途毎年3パーセントずつ減らすということになっております。そういうことで、今後もいろんな紆余曲折はあろうかと思いますが、今月末までには骨太の方針第3段が取りまとめられる予定でございます。各省庁間の対立もありまして、どの程度具体的なものになるかはまだ不明でございますけども、いずれにしましてもこれまでのやりとりを見る限りでは、地方に対して相当に厳しい内容になることが予想されるところでございます。これが国の現在の三位一体の改革についての現状でございます。

そして県内の状況についてでございます。一つは、高森町で6月2日に蘇陽町との合併協議会 設置を求める署名簿が高森町の選管に提出されました。これについては、今後の動きを見守って 参りたいというふうに考えております。それから矢部、清和、蘇陽の3町村の合併推進協議会で これからの財政はどうなるのかというシミュレーション、合併した場合、しなかった場合、どう なるのかというシミュレーションが発表されまして、管内の住民の皆さんに配布されたところで ございます。確かに現在の国の合併をめぐる動き、あるいは三位一体の改革の行方等未確定な部 分は多いわけでございますが、限られた条件の中での分析としてはかなり的を得てる部分も多い と思いますので、一つの目安としましてお手元にお配りした資料を見ながらご説明をさせていた だきたいと思います。新聞の「普通建設事業費捻出不可能に」というコピーの反対側を開けてい ただきたいと思うんですが、上と下に棒グラフがございます。まず上段は、歳入の状況を示して おります。平成 13 年度の 3 町村の歳入の合計額は、一番左の棒グラフでございますが、160 億 を少し切る位の額でございます。それが合併しない場合の試算でいきますと、平成 22 年度以降 については、3町村の歳入合計額は、100億円を切るという予想シミュレーションでございます。 ただもう一つこの上に折れ線グラフがございますのが、合併をした場合の3町村の合計の歳入額 でございます。要は、このシミュレーションで言っているのが、合併したとしても110億円を切 るという状況になるということを示しておるわけでございます。それから下の表が、合併した場 合、しない場合の歳出の推計でございます。平成 17 年度から 10 年間の合計額でございます。人 件費については、合併の効果によりまして 36 億円程度減少、そして一方普通建設事業費は、合 併の効果によって 114 億円の増加という結果になっております。次の 2 ページをお開きいただき たいと思います。3 町村の合併をしなかった場合にどうなるのか、真中の蘇陽町でご説明をした いと思いますが、現在までの10年間の歳入総額の平均は、49億8千万でございます。これが合 併しなかった場合は、地方交付税あるいは国、県の支出金、地方債等の縮減によりまして 28 億 1 千万に減少すると、歳出のほうは、同じく現在までは48 億2千万あったものが、17年からは、 28 億 1 千万に合わせた歳出になりますので、投資設計がほとんど組めないという状況になると いうシミュレーションでございます。3ページをお開きいただきたいと思いますが、これは、合 併した場合の3町村の合計とそれから合併しなかった場合の3町村の合計を比較したものでござ います。 これによりますと歳入は、合併しなかった場合の 10 年間の合計額でございますが、 1034 億 6 千万が合併した場合は、1188 億 1 千万になります。従いまして歳出については、合併しな かった場合の10年間の金額、その中で特に投資的経費を見てみますと、しなかった場合は、121 億7千万のものが、合併した場合は、247億9千万は取れますよというようなシミュレーション でございます。なかなか本当は、国とか県とかこういうシミュレーションを出すべきかと思いま すが、制度自体がまだ議論されている中でそこまでのシミュレーションは出来ませんので、矢部、 清和、蘇陽の3町村のほうでお作りになったシミュレーション、まだまだ本当は、これから今の 国の状況を見てみますと厳しい状況に落ち込んでいくんではないかという心配を私しておりま すけどもある意味で一つの目安になるのではないかということでお示しをさせていただきまし た。冒頭私ご説明申し上げましたように、国の三位一体の改革というのは、税源移譲に問題があ るということだけではなくて、国の債務を地方に転嫁するといったような、もう飴と鞭の議論を 超えてしまっておりまして、地方にとっては、信じられないような厳しい話が出始めております。 これを熊本県庁に当てはめてみますと、交付税で 1200 億ぐらいは減額が予想されるところでご ざいましてやはり3町村の試算のように補助金の減額等これらを加味しますと最大で1兆円あり ました県の予算も半分ぐらいまで落ち込んでしまうこともあながち大げさではないのかなとい う状況になってきております。私ども今後の国の動きを注視しますとともに本日は、合併後のま ちづくりについての活発なご議論を期待しまして現状の説明とさせていただきます。ではよろし くお願いいたします。

事務局長(岩瀬) ありがとうございました。

それでは早速会議のほうに移らせていただきます。河崎会長、議事の進行よろしくお願いいた します。

### 日程第4 会議録署名委員の指名

会長(河﨑敦夫) はい、それではただ今から議長を務めますが、お手元の第 12 回の合併協議会次第ということで進めてまいりたいと思います。まず「会議録署名」の委員さんに、一の宮の阿蘇品清二さん、それから阿蘇町の丸山信義さん、お二人にお願いいたします。

### 日程第5 会期の決定について

会長(河﨑敦夫) 引き続き「会期の決定」でございますが、本日一日でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河﨑敦夫) はい、会期の決定は、本日一日といたします。

それではまず初めに報告事項の 平成 14 年度の歳入歳出決算から始めたいと思います。事務 局からの説明を求めます。

日程第6 議題(1)報告事項 平成14年度歳入歳出決算並びに監査報告について

事務局長(岩瀬) それでは、本日はたくさんの資料がございますけれども資料ナンバーを付してない A 4 の用紙、この大きさの分の番号が書いてない分がございます。報告第1号というのを出していただきたいと思います。その報告第1号によりましてご説明を申し上げます。まず1ページに平成14年度阿蘇中部4町村合併推進協議会の事業並びに出納事務を終了いたしましたので、阿蘇中部4町村合併推進協議会財務規定第9条により報告いたします。としております。2ページを開けていただきましてそこに実質収支に関する調書と総括しておりますけれども、14年度には、歳入合計2007万7,111円、歳出合計が1,307万6,358円、歳入歳出の差引額が700万753円、翌年度に繰り越すべき財源として明許繰越額がございました。372万7,500円実質収支額が327万3,253円を不用額として余しております。この内訳を4ページと5ページに事項別明細で出しておりますので、4ページによりましてご説明申し上げます。4ページは、歳入でございますけれどもこれは、4町村の負担金から歳入を受けましたが予定どおりでございます。それに貯金利息が僅かに付いております。

続きまして5ページの歳出のことについてご説明申し上げます。合併事務局の予算は、款、項、目、簡単なものでございまして、事務費と予備費に分かれておりますが、事務費は予算 1,958万7,000円に対しまして、使いました金1,307万6,358円で明許繰越がありますけども不用額は、一番右上の278万3,142円これが、総務費の不用額でございます。そして予備費が、49万持っておりましたですけれども、一番下の欄の右のほう49万を不用額として残しております。合計の金額が、不用額327万3,142円ということで収支を精算いたしました。不用額として残してありますのは、通常予算の使途から見ますと大変申し訳ない予算の立て方、予算の執行の仕方でございますけども、事業の進捗状況と会議の回数に関係がございましたので、このような結果になりましたことをご報告申し上げます。以上収支報告をさせていただきました。

会長(河崎敦夫) 平成 14 年度の歳入、歳出、決算の事務局の報告でございました。審議に 入ります前に監査委員の監査報告をお願いいたしたいと思います。

監査委員産山村(石原眞澄君) それでは、私より監査のご報告を申し上げます。一の宮町の 監査委員の山部さん、それから波野村の監査委員の堀さんと3名で去る5月29日14年度4カ町 村合併推進協議会の歳入、歳出、決算について監査いたしました。預金通帳並びに関係書類等詳 細に監査いたしました。何ら不正な点は無く、適正であることをここにご報告を申し上げます。 以上で終わります。

会長(河﨑敦夫) はい、ありがとうございました。監査委員の監査報告でございました。 それでは、一号議案の平成14年度の歳入、歳出、決算、何か質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) はい、ございませんということで、平成 14 年度の歳入、歳出、決算、承認決定いたしました。続きまして、平成 15 年度の補正予算について審議いたします。事務局か

ら説明がございます。

報告事項 平成 15年度補正予算について

事務局長(岩瀬) 続きまして、今の綴りの次のページからでございます。報告第2号とさせていただいておりますけれども、平成15年度阿蘇中部4町村合併推進協議会一般会計の補正予算第1号でございます。二行とびまして、歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万3,253円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,850万3,253円とするとさせていただいております。このことは、直前にご報告申し上げました14年度の不用額をこの会計において一応繰り越しとさせていただきまして補正するものでございます。3ページでページ数が打ってありますけれども2枚めくっていただきまして、3ページのところでご説明申し上げます。3ページは、歳入として326万3,253円を繰越金で受け入れいたしました。次に4ページで、その金額の内、款、項、目に分けて使途いたしますため、71万3,000円これは、会議室賃借料として予算させていただきたいと思っております。以上補正の事項が発生いたしましたので、よろしくお願いいたします。

会長(河﨑敦夫) はい、平成 15 年度の補正予算の概要の説明でございました。何か質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) 会議室の賃借料というのは、これは、当初に含まれなかったんですか。

事務局長(岩瀬) はい、会議室の賃借料につきましては、NTTのビルの中に事務局を借りまして、会議室並びに事務所として執務をさせていただいておりますけれども、協議会のほうの業務も煩雑になりまして、会議も頻繁になりました。小委員会を初めまた作業部会そして専門部会と会議が毎日頻繁におこっておりますので、会議室を使用させていただくために1室賃借させていただきました。よろしくお願いいたします。

会長(河﨑敦夫) 新たな賃借料金の予算ということですか。

事務局長(岩瀬) はい、そうでございます。

会長(河﨑敦夫) ああそうですか。他によろしゅうございますか。この件について。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) 異議なしということでございますが、よろしゅうございますか。はい、それでは、平成15年度の補正予算、原案どおり承認決定いたしました。ありがとうございました。

次お手元の協議次第によりまして、継続協議分からの協議について引き続きまして協議に移らせていただきます。まず一の宮さんお願いします。

#### 協議第 33 号 一部事務組合等の取扱い

一の宮町(宮崎昭光君) 一の宮の宮崎でございます。協議第33号一部事務組合等の取扱いについてでございます。このことにつきましては、一応事務局原案どおりと基本的には致しますが、その中で共同処理的な事務がいくつかございます。例えば、火葬場とか消防署とか、そのあ

たりについてはですね検討をお願いしたいと、この際合併するにあたって検討をもう一回お願い したいといったことでございます。

会長(河崎敦夫) 阿蘇町お願いします。

阿蘇町(髙藤拓雄君) 阿蘇町の髙藤でございます。今、一の宮さんのほうからご報告がありましたように、だいたい似かよったものでございまして、現在の一部事務組合として6組合ですかね、ここに列記してあるようでございますけれども、ただ1番の阿蘇広域事務組合に対しましてですね、この郡関係の今、合併論議進んでいる中で予定どおり合併が進んでいくとなればですね、町村数も現在の12カ町村から6町村になるわけでございますので、組合体制自体もですね、非常に再編されるということが前提でございますし、中部4カ町村だけで共同している事務というのが5項目ほどこの中にあるようでございまして、この5項目に対しましては、再加入の必要性があるのかないのかですねこれをもう一回再検討していただくと。

それからまた他の項目に対しましてもですね、いろいろ財政面だとか事務効率と色んな観点からからですね一回検討するそんな機会が、訪れているのではなかろうかというようなところでございまして、一の宮さんと同様にもう一回検討をしていただきたい。そういった意見でございます。以上でございます。

会長(河﨑敦夫) はい、ありがとうございました。産山さんお願いします。

産山村(井 正明君) 産山村の井まさはるです。協議第33号については、産山村、協議重ねましたが、原案どおりで結構です。結構だということでございます。以上です。

会長(河崎敦夫) はい次、波野さんお願いします。

波野村(後藤新一君) 波野村です。33 号におきましては、原案どおりでよろしいということでございます。

会長(河﨑敦夫) はい、ありがとうございました。

協議第34号 使用料・手数料等の取扱いについて

協議第35号 建設関係事業の取扱いについて

協議第36号 ゴミ収集運搬業務事業の取扱いについて

会長(河崎敦夫) それでは続きまして 34 号以降に進みます。使用料・手数料等の取扱いについて、その後全部一括してそれぞれの町村からの報告を求めて、それが終わってから質疑結果を協議したいと思いますので、次、協議第 34 号以降をまとめてご意見を賜りたいと思います。 波野さんからお願いします。

波野村(後藤新一君) はい、波野です。34号につきましては、使用料・手数料関係ですが、 これは、原案どおりで結構であります。

次に 35 号建設関係事業の取扱いについて。これは一部修正をお願いしたいという案が出ております。例えば(1)の町村道の改良整備計画で、新市においてということが出ておりますが、この新市において調整するものということを、「合併前に検討し」ということで置き換えていただきたいという希望であります。(2)は、原案どおり。(3)と(5)に「新市において調整する」

ということが出ております。これらにつきましては、すべて「合併前に検討し」ということで特にお願いをしたいと。

また、4町村のアクセス道については、これは、重要路線として位置付けるということで優先的に整備を図るとございますが、当然これは、合併におけるまた合併後におきましても、4町村の関係のアクセス道路について、それから主要道路に関してのアクセス道路については、是非ともこれを優先順位を更に強めていただきたいというご意見がございました。ということで、その事項を(1)(3)(5)の中の「新市において」を「合併前に検討し」ということをお願いしたいということであります。

次に 36 号ゴミ収集運搬業務事業の取扱いについて。これらにつきましては、原案どおりで良かということで、波野村はあがっております。よろしくお願いします。

会長(河﨑敦夫) はい、ありがとうございました。産山さんお願いします。

産山村(井 正明君) 産山村の井 正明です。34 号使用料・手数料等の取扱いについてでございますが、協議の結果、本村には皆様方ご承知の方もおられると思いますが、各地域に公民館がありまして、これは地域住民の健康増進、文化活動の場として公民館が村民に限り使用料を徴収しておりません。そのことを今後も続けていただきたいと。取らないということをひとつお願いしたいと思っております。

それから 35 号でございますが、建設関係事業の取扱いについて。これは、おおむね原案どおりで結構だと思っておりますが、この 2番目の町村道の認定と廃止の基準についてはと後に語句が続くわけですが、この問題、前回頂いた資料の 21 ページに町村道の現況が出ておりますが、1級、2級、その他の村道とありまして、特に委員の中から質問が出たことは、その他の村道廃止という言葉の中に含まれた場合どうなるのかと、ここに資料の 22 ページに道路法の抜粋が載っておりますが、町村道とは、市町村の区域内に存する道路で市町村長がその路線を認定したものをいうとなっております。もちろん、あらかじめ当該市町村の議会の議決を得なければならないとなっておりますが、各町村間においてこの認定の基準が一定していないのではないかという意見でございます。したがって事務局にお尋ねしたいと思っておりますのは、新市に引き継いだ場合、この見直しを行うのかどうかそのへんをまずお伺いをして、その後我々の結論を申し上げたいと思っております。

それから協議第36号について、ゴミ収集運搬業務事業の取扱いについてですか、これは原案 どおりで結構でございます。以上です。事務局からご説明お願いします。

会長(河﨑敦夫) はい、ありがとうございました。では阿蘇町さん。

阿蘇町(高藤拓雄君) 阿蘇町の高藤でございます。協議第34号使用料・手数料等の取扱いについてでございますけども、今回修正案としてここに提案されておりますが、修正案のとおりで結構であるということでございます。原案どおりで結構でございます。

それから 35 号関係でございますけども、先程波野さんのほうからご提案ございましたように 1 番と 3 番と 5 番関係で、合併までに調整するということで修正方できないかということでございます。

それから 36 号ゴミ収集運搬業務事業の取扱いについてでございますけども、資料によりますとかなり各町村それから業者さん関係で色んなばらつきがあるように思いますので、こういったところを極力同じ市になるものでございますので、統一そういった形でお願いしたい。そういうことでございます。以上であります。

会長(河﨑敦夫) 次、一の宮さん。

一の宮町(宮崎昭光君) それでは使用料・手数料でございますけど、原案どおりです。

続きまして建設関係事業の取扱いでございますが、一応原案を基本といたしますけど(1)につきましては、この今回の資料を見てみますと、この資料の中身がですね、各町村の認識にかなり差があるように思われます。そういったことで合併の新市の建設計画の中で調整をして方向づけをされるようにお願いしたいといった意見が出ております。

続きましてゴミの運搬収集でございますが、おおむね原案どおりです。ただし住民の意見といたしまして曜日が指定されております。たまたまその曜日が祝祭日になった場合そのゴミを持っていかんそうです。だからそのあたりの検討をお願いしたいといった意見が出ております。以上です。

会長(河崎敦夫) はい、それぞれ協議第33号から34、35、36号についてそれぞれの4カ町村の意見が出てまいりました。原案どおり、一部修正等々の町村もあるようでございますので、この件につきまして事務局のほうからちょっと意見のまとめをしていただきたいと思います。

合併推進協議会事務局次長(大塚) まず協議第33号の一部事務組合等の取扱いについてでございますけども、一応各町村とも基本的に原案どおりということで、今後広域行政事務組合との調整の中で共同処理的な事務についてあるいは4町村で行っているような項目については、広域行政事務組合と実際に詰めながらですね調整をしていくということでよろしゅうございますか。他の部分について詳細については、原則原案どおりという形でよろしゅうございますか。

会長(河崎敦夫) 33号の一部事務組合の問題は、もういいですね、4町村。一の宮さんいいかな。

一の宮町(宮崎昭光君) 町村共同事務については、広域行政組合との方向を探る、検討をするということでしょう。

会長(河崎敦夫) それでは 33 号は、一応原案どおりということに。ただ一部広域との調整というのが残っておろうかと思います。じゃあ、34 号使用料・手数料。

事務局次長(大塚) はい、34 号の使用料・手数料の取扱いについてでございますけども私のほうで説明が後先になりまして誠に申し訳ありません。調整案として修正案をお手元にお付けしておりました。前回の調整案では、使用料については、可能な限り統一に努めるというような言い方をしておりましたけども、先程おっしゃいました施設の使用料については、当然施設の建設費とか規模等に伴って差があるのが一般的でございますので、施設の使用の部分については、まったく切り離して調整案としましては、施設使用料については、施設規模等より調整する。その他の使用料、これはコピー機等の使用料になりますけど、その他の使用料については、可能な限り統一に努めるというような修正案をお手元にお配りしておいたところでございます。さきほ

ど施設使用料の無料の、無料というよりも減免措置ですね、減免措置を各町村で行っていらっしゃるところがございます。無償になっている市町村もございます。その点につきましては、いま申しましたように施設の使用料についてはですね、格差を認めるような方向で調整をしていきたいと思います。ただこれは、部会のほうの検討の中身としまして例えば電気代もですね何がしか分とか若干の使用料は見ていくのが基本的な考えじゃないかなということを部会のほうは申しとりました。ですからそのあたりはご容赦いただきたいというふうに考えております。

施設については、格差を認めた上で調整を考えていきたいというふうに考えております。その 点を踏まえていただきまして、34 号につきましては、修正案のとおりということで如何でござ いましょうか。

会長(河崎敦夫) 産山さん如何でございましょうか。修正案ケースバイケースでよろしゅう ございますか。はい、じゃあそのように判断します。

事務局次長(大塚) それでは34号は修正案のとおりでお願いしときます。

35 号でございますけども、まず(1)(3)(5)につきまして、「新市において」という部分につきましては、「合併までに調整をして」にしていただけないかというような意見がございました。これにつきましては、「新市において調整する」という文言をまず「合併までに調整する」というような形で修正をいただいた上で協議をいただけないかというふうにまず思います。

それともう一点ですけども、先程の産山村のほうから町村道の認定と廃止の関係ですべての町村道が廃止になるのではないかというようなご質問でございました。これは、私のほうもですね、うちの部会のほうもですね全くそういう意図はございませんでした。町村道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするという主旨は、現在あります町村道についてはですね、そのままなるべく市道として今後も継続していくというような意味合いで書いたつもりでございました。そこがちょっと文言の中で十分伝わらなかったというのを申し訳ないと思っております。当然交付税等もいま町村道につきましては頂いておりますし、部会としても今後改正はしないということでこのまま調整をしていきたいというふうに考えております。

それともう一点、一の宮さんのほうからのお話だったですけどもこの資料の中身で、若干各町村で計画にあげてあるのにちょっと資料の中にそれが十分入ってなかったとかそういったものもですねあるかと思います。それにつきましては、先程おっしゃいましたように、新市の建設計画の中で十分調査をした上で進めながら進めていきたいというふうに考えております。以上の3点を踏まえた上で35号についてもう一度ご協議をお願いできないかと思います。よろしくお願いします。

会長(河崎敦夫) 建設関係事業の取扱いは、部分修正、一部修正という形の中で再度取り計らっていただく。合併までに一部修正。

事務局次長(大塚) すいません、もう一度確認いたします。(1)の町村道の改良整備計画については、「新市において調整するものとする」となっておりますのを「合併までに調整するものとし」というように修正をお願いします。

それと(3)の町村河川の改良整備計画については、「新市において」というのを同じく「合併

までに調整するものとし」というふうに修正をお願いいたします。

それと(5)の公営住宅の建設ということにつきましても、「新市において」という部分を「合併までに調整する」というような形で修正をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会長(河﨑敦夫) よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) はい、じゃあ次36号、全部原案どおり。

事務局次長(大塚) はい、36号のゴミ収集運搬業務事業の取扱いについては、4町村とも原案どおりということでよろしゅうございますか。

阿蘇町(家入澄雄君) 36 号の中で、阿蘇町の家入でございますけど、収集方法とか、収集回数という文言がありますけど、委託方法についてという文言は必要でございませんか。

会長(河崎敦夫) 文言、ゴミ収集運搬業務委託。

事務局次長(大塚) 申し訳ございません。事務局としましては、収集運搬の中にそういった ものも含めているつもりで出しておいたんですけども、特別に追加をしたほうがよろしゅうござ いますか。

会長(河崎敦夫) いやいや、文言、ゴミ収集というのは、町村独自の業者に委託するから委託業務ということに、そういうことでしょう。委託という文言を挿入するかせんかたい。

事務局次長(大塚) 申し訳ありません。ゴミ収集のところに(1)になりますけど、ゴミ収集回数及び収集方法等とつけているんですけど、その収集方法等の中に含めたつもりでありましたけれどこれは、文言として委託というのも入れておいたほうがよろしゅうございましょうか。

会長(河﨑敦夫) 委託は、現行どおりが委託なんですね。

阿蘇町(家入澄雄君) 全部委託ですか。

会長(河崎敦夫) はい、だから現行どおりといえば、もう委託するということになりゃせんかな。

阿蘇町(家入澄雄君) 4町村皆委託、今現在。

会長(河崎敦夫) だからこの現行どおりという文言は、委託するということを包括するんじゃなかろうかと思いますけれども、事務局が整理しながら委託という文言を入れるべきならば入れるということでよろしゅうございますか。職員もある委託業務もあるからそれが現行どおりということでまた(1)に現行どおり新市に引き継ぐという文言が入ってますからあえてその文言修正しなくても良かろうという事務局ですが、よろしゅうございますか。

ということで他にございませんか。事務局のほうでちょっとまとめて。

事務局次長(大塚) それでは33号からまとめさせていただきます。33号は原案どおりということで先程の広域行政事務組合との調整のほうは、また進めさせていきたいと思います。

それと 34 号につきましては、修正案でご承認いただいたということに確認させていただきた いと思います。

それと 35 号につきましては、(1)(3)(5) につきましては、「新市において」の部分を「合併までに」ということで修正を加えた上で原案どおりでご了解いただいたというふうに確認してい

ただきます。

それと 36 号のゴミ収集運搬業務事業につきましては、原案どおりということで確認をいただいたというふうに了解をいたしました。以上でよろしゅうございますでしょうか。

会長(河﨑敦夫) ではお諮りいたしますが、協議第33号から36号までよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) はい、ありがとうございました。

それでは、本日の協議事項は、一応終わりまして次回の協議事項についての提案でございます。 事務局から説明願います。

### 提案事項 条例・規則等の取扱い

事務局次長(大塚) それでは次回の提案事項につきまして、資料1、資料2に基づきまして 説明をさせていただきます。資料1は4ページ目以降になります。資料2は、1ページからにな ります。まず資料2の1ページ目をご覧いただきたいと思いますけどもここで文言修正がござい ます。産山村のところの例規集搭載の塔の字が間違っております。登の字に修正お願いしたいと 思います。

まず次回の提案事項の一番目ですけども、条例・規則等の取扱いについてでございます。資料は、資料2の1ページ目から4ページ目になります。条例・規則等の取扱いについては、以下の「条例・規則等の整備方針」により調整するものとするということで、資料の1ページ目の真中あたりに「条例・規則等の整備方針」というのが書いてございます。

新市の発足時には、4町村の条例・規則等は、すべてその効力を失うことになる。そのため新市において新たに条例・規則等を制定し施行させる必要があります。従って条例・規則等の制定にあたりましては、本合併推進協議会等で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づきまして以下の1から3の確認により整備するものとするというふうにしております。

まず 1 ですけども合併と同時に新市の職務執行者の専決処分により即時制定し施行する必要があるもの。これは合併の時点で必要となるような条例・規則等については、新市の職務執行者の専決処分により制定することにしております。基本的には議会や首長さん方の権限もございますので、この 1 番については、できるだけ必要最小限なものに抑えたいというふうに考えております。

2番目が合併後逐次制定し、施行させる必要があるもの。ひとつは市長職務執行者の専決処分による制定に馴染まないもの、議案提出権が長に無い条例や行政委員の規則等。もうひとつは新市発足時には必要ないが、合併後逐次制定し施行させる必要があるもの。これについては、合併後に逐次制定することであがっております。

それと3番が合併後一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。と、これは、地方自治法の施行令第3条の関係でございまして、今の1ページ目の一番下に地方自治法施行令第3条というのが書いてありますので、ご覧いただきたいと思いますけども、普通地方公共団体の設置が

あった場合においては、第1条の2の規定により、当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定、施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することが出来るという特例が定められております。この関連で3を区分けをしているところであります。この1から3までを区分けに基づきまして条例・規則の制定を進めていきたいと思います。制定にあたっては、先程申しましたように、この本協議会で協議、確認された事項を基に条例・規則の中身を調整していくということになります。よろしくお願いします。

続きまして関連することです。2ページ目、情報公開制度に向けた文書管理の方法です。公文書の整理保存につきましては、合併までにその方法を調整するということにしております。文書管理システムについては、電算システムの協議結果に基づき再度検討する。旧町村の文書管理については、その保存方法を合併までに調整する。公文書の収受発送については、合併までに窓口の一本化を図るということで調整をしております。

続きまして4ページ目をご覧いただきたいと思います。公告の方法でございます。公告の方法 につきましては、合併時に制度を統一するものとし広報については、合併後に調整し公告場所に ついては、旧町村の掲示板に掲示するということで調整しております。以上が条例規則関係でご ざいます。

#### 提案事項 慣行の取扱い(市章)について

事務局次長(大塚) 続きまして、慣行の取扱い(市章)についてです。前回の協議会の時に、市章についても今回提案をさせていただくということでご報告申し上げていました。そこにありますのは、現町村の市章でございますけども調整案としましては、5ページ目になります。公募により合併日の6カ月前までに制定するというようにしております。6カ月間の間をおきましたのは、中球磨の場合が11月に決定して、事前に公表し周知をしたということもございましたので、一応6カ月前までに制定するというようなことで調整をしております。

### 提案事項 防災関係事業の取扱いについて

事務局次長(大塚) 続きまして6ページ の防災計画の取扱いについてでございます。防災会議や災害対策本部につきましては、合併時に設置するものとし、地域防災計画につきましては、 新市において速やかに策定するとしております。

次に7ページ目でございますけども防災無線の取扱いでございますけども、防災無線については新市において設備の統一など効率的な運用が図られるよう早期に検討をするというようにしています。

続きまして8ページ目が交通安全関係になりますけど、交通安全協会の取扱いについては、現行どおりです。これは、阿蘇中部4町村により組織されておる団体でございますので、交通安全協会につきましては、現行どおりとし、交通安全対策協議会と交通安全推進協議会につきましては、合併時に統合するように調整をしております。

9ページ目交通安全指導員でございますけども交通安全指導員の定数は、現行どおりとし、任期については、今阿蘇町が4年となっておりますけども他の町村が2年でございますので、任期については、2年とするということで調整をしております。

その他につきましては、合併前に調整をします。

そして次 10ページ交通安全共済でございますけども、交通災害見舞金につきましては、これは、一部事務組合の取扱いの中でも入ってきますけど合併前に脱会し、合併後に再加入するということで継続して加入するということでございます。すると一の宮町に交通災害共済制度というのがございますけどもこれにつきましては、すべて個人負担で行っておりますために、新市においても引き続き取り扱うということで調整をしております。それと交通安全教室につきましては、4町村で組織する団体でございますので、現行どおりとしております。

### 提案事項 公共的団体等の取扱いについて

事務局次長(大塚) 続きまして公共的団体等の取扱いです。資料の12ページ目になります。公共的団体につきましては、まずは条文のほうをご覧いただきたいと思いますけども12ページ目の真中あたりです。第157条で、普通地方公共団体の地方は公共的団体の活動の総合調整を図るためこれを指揮監督することができるようになっております。そして、一番下のところに市町村の合併の特例に関する法律の中で16条、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は市町村の合併に際しては合併市町村の一体性の速やかな確立にするためにその統合整備を図るように努めなければならないというふうになっています。こういったところを踏まえまして、調整案が上のほうにありますけども、公共的団体については新市との速やかな一体性を確保するためそれぞれの事業を尊重しながらそのありかたについて調整に努めるものです。で、(1)から(4)までで、新市との一体性を保つために合併時に統合した方がよい団体については出来る限り合併時に統合できるように調整に努める。国、県との主導等に基づき設置される団体については、関係機関の助言をもとに統合について協議していく。統合に時間を要する団体については原則として現行のとおりとする。というような区分けの仕方をして今後調整をしていきたいというふうに考えております。

### 提案事項 障害者福祉事業の取扱いについて

事務局次長(大塚) 次、障害者福祉事業の取扱いです。これにつきましては、次の 13 ページ目からになります。まずデイサービス事業ですけどもこれにつきましては、合併までに補助基準等を統一して新市においても実施するということになっております。 14 ページのホームヘルプの支援以降ですけどもこれにつきましては、国の制度又は、県等の制度ですのでございますので、そのまま新市に引き継ぐとなっております。資料は長くなりますので、資料 1 の 5 ページ目で説明させていただきます。ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、施設入所措置、更正訓練費の支給、補装具の交付、日常生活用具の給付、医療費助成、障害者福祉手当等、国又は県等

の定める制度に基づいて実施している事業については全てそのまま新市に引き継ぐということでしております。それと、地域療育事業につきましては新市においては支援費制度で対応するということにしております。そして福祉年金の支給についても合併までに支給基準等を調整し、新市において実施することにしております。それと、障害者団体等への援助については、現行どおり新市に引き継ぎ新市において調整するにしております。障害者福祉については以上のとおりです。

#### 提案事項 高齢者福祉事業の取扱いについて

事務局次長(大塚) 次、6番の高齢者福祉事業の取扱いについてです。これについても、調整案がほぼ同じものがございますので資料の1の6ページ目も合わせて説明させていただきます。資料は25ページ目から39ページ目にあります。まず、在宅介護支援センターと老人ホームの運営つきましては現行どおり新市に引き継ぐにしております。それとホームヘルプサービス、デイサービス、配食サービス、外出支援、生きがい対策、そして介護用品支給、寝たきり老人等介護者手当支給事業これらにつきましては合併までに補助基準等を統一しまして新市によって実施する。新市においても引き続き実施をしていくことに調整をしております。各町村単独でやられているものもございますけども、全て新市においても4町村に広げた形で実施していくことで考えたいと思います。

続きまして、高齢者住宅整備費補助事業、緊急通報体制整備事業につきましては国の事業でございますのでそのまま新市に引き継ぐことにしております。地域ケアー会議につきましてはこれも新市において新たに設置することにしております。それと高齢者コミニティセンターにつきましては現行のまま新市に引き継ぎ使用規程等については新市で調整する。同じく地域住民グループ支援事業、これにつきましては今阿蘇町がやっております。ページの38ページ目になりますけども。ボランティアとして各町村でやってらっしゃるのもございますけども、阿蘇の場合は定期的訪問活動やふれあい活動につきまして1回100円とか1人200円とかいうような形で助成していますのでこれにつきましては4町村に広げた形で阿蘇町の例により実施するというふうにしております。

### 提案事項 上・下水道事業の取扱いについて

事務局次長(大塚) 次、 番の上・下水道事業の取扱いについてでございます。これはページの 40 ページ目から 64 ページ目になります。まずは、上水道と下水道事業の取扱いについてでございますけども、会計の部分につきましては一の宮町及び阿蘇町の上水道については合併時に統合し企業会計とする。阿蘇町、産山村、及び波野村の簡易水道につきましては合併時に統合し特別会計とする。上水道(簡易水道)電算システムについても合併時に総一するというふうにしております。

続きまして、41 ページ目、使用料の詳細がございます。組織として水道所管部署を設置し上水道、簡易水道の係を置くと書いております。そして、上水道(簡易水道)の使用料については

現行のとおりとし新市において給水区域ごとに採算を考慮し調整するというふうになっております。給水区域は、各町村ごとに異なっておりますので給水地域ごとに採算を調整するようにしております。

次に加入金でございますけども 44 ページ目でございます。加入金につきましては合併までに調整をするというふうにしております。加入金につきましては現況ということで波野村が加入金2,000円ということで差があります。それと施設の設置につきましてですけれども施設の維持については新市において調整するものとするというふうにしています。6番の施設の整備計画。これは水道の未普及地区も含むということでございますけども、整備計画については新市において調整する。継続事業においては新市においても引き続き実施をするということにしております。これは資料の49ページ目でございます。それと50ページ目上水道(簡易水道)の台帳については新市において調整する。次、51ページ目、資産については現行のとおりとするということにしております。次、53ページ目以降ですけれども、これは下水道の取扱いになります。で、下水道の調整は阿蘇町のみでございますので阿蘇町区の調整になりますけれどもまず、公共下水道の会計システム、加入金、施設維持、服務、財務及び経理については、阿蘇町の例による。使用料については現行のとおりとし、新市において調整する。整備計画については、新市において調整し継続事業については、新市において調整し、資産については新市において調整し、資産については新市において調整し、資産については新市において調整し、資産については新市において調整し、資産については新市に引き継ぐというふうにまとめているところでございます。

会長(河崎敦夫) 次回の提案事項について事務局から7項目の提案について説明が終わりました。これについて何かご意見ございませんか。

それではこのような形で各町村もち寄って協議していただきたいとこのように思っております。それでは次回の開催日かな。それでは次回の開催日、事務局からちょっとご提案があります。

#### 日程第7 次回開催日

事務局長(岩瀬) はい。それでは次回の開催日についてご提案を申し上げます。次回は、協議会定めのとおり第2火曜ということで7月8日火曜日午後1時30分から。会場は波野村の公民館又は体育館ということで、地元と協議しまして受け入れ体制を考えますが、7月8日午後1時30分から波野村ということで提案させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長(河崎敦夫) 次回の開催日7月8日1時30分から波野村ということでよろしゅうございますか。はい、それでは次回の開催日はそのように決定いたしました。本日予定されております協議事項は一応終わったわけでございますが、何かその他でございませんでしょうか。ありますか。はい、どうぞ。

阿蘇町(松村勝美君) 阿蘇町の松村ですけど。先ほど貴重なお話が振興局長からございましてけれども。地方交付税の削減が今回盛り込まれておるとのことですが、現在平成 14 年までぐらい地方交付税が減額、削減されておると思いますが 15 年度 16 年度以降に引き続きですね、交付税が削減されていくのかそれと、合併の基本ではですね、一応合併から 10 年間は通常に市町

村に交付してきた交付金をですね、ある程度 10 年間はあげますよとそういうふうに特例、差をつけていこうというなことでしておりましたが、そこらあたりに影響がでてくるんじゃないかな ぁというふうな気がしたもんですから、ちょっとせっかくの期待でしたのでお尋ねをしてみたい と思います。

阿蘇地域振興局長(岩下直昭君) 私のほうから全体の話をさせていただいたんですが、事業 費補正とか或いは段階補正とか全部縮減に向うという話もきていますので、ちょっと事務方のほ うから説明させます。

阿蘇地域振興局振興調整室(西野君) こんにちは。振興調整室の西野と申します。お願いいたします。はっきりしたことは何とも言えないというのは現状でございますけども今のお尋ねの15 年度以降も増えつづけるのかというお話は、おそらくそうなるだろうと思われます。で、一つ要因といたしますのは、平成18年まで例えば投資的経費、毎年5パーセントずつ縮小していくんだということが既に表明されておりまして、去年からですか、13年度からですか実行され、去年からか実行されております。それから段階補正、要するに小規模な町村のかさ上げですね、これも既に削減をされております。これ今年までです。そういった諸々の条件がございますので、先ほど局長のほうからご説明申し上げましたとおりの内容に限りなったとすれば今後ますます落ちていくと大変なことになるという可能性もあるということでございます。それから合併の特例でございますけれども、ご承知のとおり10年間は合併算定替えというのを通常の旧来の関係町村がそのままあったものとして算定するということでかさ上げが出てくるわけなんですが、勿論これは例えば16年度になっておりましたからといって16年度の額がそのまま行くんですよということその制度に乗っかっていくんですよということでは今のところございません。各年度で中部であれば4町村が存在したと仮定して上で算定していくということになりますので、総額が減っていく影響というのは当然でてくるものというふうに考えております。よろしいでしょうか。

阿蘇地域振興局長(岩下直昭君) 本当に厳しい話なんですけども交付税がですね、平成 14 年度が8兆円足りない、で今年度が12兆円程度足りないという話ですございますので、いずれにしても国のほうとしてはつじつまを合わせるような動きを今後してくると思います。従いまして私のほうとしてはアンテナをはっておきましてできるだけ早く皆様方には国の情報をお伝えしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

会長(河崎敦夫) 最初松村委員がおっしゃったように、今までの交付税は今までと、合併すればプラスアルファーとして 10 年間あげましょうということを理解しとったわけですな。そりゃ原資が減ってしまえば交付税も減るこれは騙されたぞっと県に騙されたじゃなか国に騙された。局長がおっしゃったように飴がのうなってしまいよるて、大きく叩かれるか小さく叩かれるかだけの問題になると。飴がないもん。じゃよろしゅうございますか。これで議長の職を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 日程第8 閉会

事務局長(岩瀬) ありがとうございました。それでは以上を持ちまして第 12 回阿蘇 4町村

合併新村協議会を終了させていただきます。尚恐れ入りますが小委員会の方はどうぞよろしくお願いいたします。

午後2時50分 閉会